

平成21年第3回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

平成21年5月13日(水曜日)

議事日程第1号

平成21年5月13日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長選挙
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 発議第4号
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 発議第5号
- 日程第10 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第11 閉会中の所管事項調査について
- 日程第12 議案第55号から同第59号まで
- 日程第13 議案第60号
- 日程第14 議案第61号及び同第62号
- 日程第15 議案第63号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長選挙
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 発議第4号
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 発議第5号
- 日程第10 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第11 閉会中の所管事項調査について

## 追加日程第1 議席の一部変更について

日程第12 議案第55号から同第59号まで

日程第13 議案第60号

日程第14 議案第61号及び同第62号

日程第15 議案第63号

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲村聰君	2番	保坂悟君
3番	斉木勇君	4番	渡辺重雄君
5番	倉又稔君	6番	後藤善和君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	久保田長門君	10番	保坂良一君
11番	中村実君	12番	大滝豊君
13番	伊藤文博君	14番	田原実君
15番	吉岡静夫君	16番	池田達夫君
17番	古畑浩一君	18番	五十嵐健一郎君
19番	高澤公君	20番	樋口英一君
21番	松尾徹郎君	22番	野本信行君
23番	斉藤伸一君	24番	伊井澤一郎君
25番	鈴木勢子君	26番	新保峰孝君

+

+

欠席議員 0名

## 説明のため出席した者の職氏名

市長	米田徹君	副市長	栗林雅博君
収入役	倉又孝好君	総務企画部長	織田義夫君
市民生活部長	小掠裕樹君	建設産業部長	深見和之君
総務企画部次長	田鹿茂樹君	企画財政課長	吉岡正史君
総務課長			
能生事務所長	池亀郁雄君	青海事務所長	七沢正明君
市民課長	金平美鈴君	福祉事務所長	結城一也君
市民生活部次長			
健康増進課長	小林忠君	商工観光課長	金子裕彦君
建設産業部次長			
農林水産課長	早水隆君	建設課長	金子晴彦君

新幹線推進課長	小林 強 君	ガス水道局長	山崎 弘 易 君
消 防 長	山口 明 君	教 育 長	小松 敏 彦 君
教育委員会教育次長 教育総務課長	渡辺 辰 夫 君	教育委員会学校教育課長	渡辺 千 一 君
教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務	扇山 和 博 君	教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	村井 康 君
監査委員事務局長	久保田 幸 利 君		

事務局出席職員

局 長	神 喰 重 信 君	次 長	猪 又 功 君
主任主査	松 木 靖 君		

午前10時00分 開議

事務局長（神喰重信君）

おはようございます。

今臨時会は、糸魚川市議会議員一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、吉岡静夫議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

吉岡議員、よろしく申し上げます。

臨時議長（吉岡静夫君）

おはようございます。

皆様方にはこのたびの改選によるご当選、まことにおめでとうございます。

ただいまご紹介いただきました吉岡でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いをいたします。

これより平成21年第3回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席には、ただいまご着席の席を指定いたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

臨時議長（吉岡静夫君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成21年第3回市議会臨時会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともご多用のところご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

また、4月19日に施行されました市議会議員選挙におきまして、栄えあるご当選の栄誉を得られました議員の皆様方に、心からお祝い申し上げますとともに、市政の発展と市民福祉の向上のため、ご健闘、ご活躍されることを、お願い申し上げる次第でございます。

さて、私は今回の選挙におきまして、多くの市民の皆様方から力強いご支援を賜り、無投票で再選をさせていただきました。1期目の4年間は、総合計画の策定とともに新市の一体化に向けた取り組みを進めてまいりましたが、引き続き市政継続に期待をいただきたいものであり、大きな感激と同時に責任の重大さを痛感し、大変、身の引き締まる思いであります。

2期目に向けての具体的な所信につきましては、改めて6月市議会定例会で申し述べさせていただきますと存じますが、活力ある糸魚川市となるため、全身全霊を傾注し、市長の職責を務めてまいりますので、どうか議会並びに議員の皆様方より、ご理解をいただきたいことをお願い申し上げます。

なお、この機会に当面いたしております主要事項の3点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、一般廃棄物最終処分場の適正化について、ご報告申し上げます。

去る3月31日、財団法人日本環境衛生センターと、一般廃棄物最終処分場適正化基礎調査についての委託契約を締結し、応急対策・恒久対策に向けての基礎調査を開始いたしました。

また4月1日、庁内に一般廃棄物適正化庁内検討委員会を立ち上げたところであります。

緊急対応といたしまして、ブルーシートによる雨水対策を実施しておりますが、今後は同センターの指導や助言を仰ぎ、当面必要な応急対策を実施するとともに、基礎調査結果により、さらに恒久的な対策を検討していくことといたしております。

また、地元大野区の皆様には、区が設置した一般廃棄物最終処分場安全対策特別委員会を窓口として、同センターの調査員も同席し、随時、協議を重ねることといたしており、最終処分場の適正化に向けて鋭意、進めてまいります。

2点目に、新型インフルエンザ対応について、ご報告申し上げます。

メキシコとアメリカ等で新型インフルエンザが発生し、世界の各地でも感染者が報告され、さらに感染が拡大している状況であります。

当市におきましては、WHO（世界保健機関）が警戒レベルを「フェーズ4」に引き上げ、新型インフルエンザ発生を宣言した4月27日、新型インフルエンザ対策関係部課長会議を開催し、電話相談窓口の設置と市民への周知について協議いたしました。同日正午には、糸魚川市新型インフルエンザ電話相談窓口を健康増進課内に開設するとともに、防災行政無線、CATV、緊急告知放送、ホームページ、安心メールにより市民への周知を行い、5月1日にはチラシを全戸配布したところであります。

その後、5月9日には国内での感染者が確認されたことから、当市におきましては緊急部課長会議を招集し、対策推進本部を対策本部に切りかえるとともに「新型インフルエンザ流行警戒宣言」を発表し、危機管理体制に万全を期すよう指示するとともに、国内発生に備え行動計画を確認いたしましたところであります。

これまでの間の電話相談につきましては、5月12日現在、糸魚川保健所を含め28件あり、新型インフルエンザに該当するケースはありませんが、引き続き電話相談窓口を開設することといたしております。

なお、5月23日には糸魚川保健所、医師会、薬剤師会、糸魚川総合病院、よしだ病院と市の共催で、新型インフルエンザ発熱外来訓練を糸魚川総合病院に隣接するアクアホールで行うことといたしております。

市民の健康に直接かかわる案件であり、適時適切な情報を出し、市民の皆様方には正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたしたいと考えております。

最後に、多発する火災に対する特別警戒態勢について、ご報告申し上げます。

今年に入り火災が既に11件発生いたしており、近年の同時期と比べ、早いペースで発生していることから、4月21日から4月30日までの10日間、特別警戒態勢をとらせたところであります。

4月に入ってからは、高齢者1名が死亡した福祉施設「ケアハウス・ハイツ能生」の火災をはじめ、住宅火災が2件、林野火災が3件、作業機械火災が1件の計7件の火災が相次いで発生いたしました。

特に、福祉施設の火災を受け、即座に福祉事務所との連携により、宿泊を伴う福祉施設の緊急立入検査を実施するなど、再発防止の徹底に努めてきたところであります。

特別警戒につきましては、消防署と消防団による警戒パトロールをはじめ、防災行政無線、CATV、ホームページによる市民周知や、高齢者向けの防火意識の啓発など、重点的に取り組んでまいりました。

あわせて、平成23年5月末までに設置が義務づけられている住宅用火災警報器の設置も積極的に呼びかけたところであり、市民の安全・安心のため、さらなる火災予防対策を推進してまいります。

以上、当面する主要事項3点につきましてご報告を申し上げます。議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。

## 日程第1．議長選挙

臨時議長（吉岡静夫君）

日程第1、これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（吉岡静夫君）

ただいまの出席議員数は26人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（吉岡静夫君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

臨時議長（吉岡静夫君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（吉岡静夫君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

事務局長（神喰重信君）

それではお名前を申し上げます。

1番、甲村 聡議員、2番、久保田長門議員、3番、斉木 勇議員、4番、渡辺重雄議員、5番、保坂 悟議員、6番、後藤善和議員、7番、田中立一議員、8番、古川 昇議員、9番、保坂良一議員、10番、五十嵐健一郎議員、11番、中村 実議員、12番、大滝 豊議員、13番、伊藤 文博議員、14番、田原 実議員、16番、池田達夫議員、17番、古畑浩一議員、18番、倉又 稔議員、19番、高澤 公議員、20番、樋口英一議員、21番、松尾徹郎議員、22番、野本信行議員、23番、斉藤伸一議員、24番、伊井澤一郎議員、25番、鈴木勢子議員、26番、新保峰孝議員、15番、吉岡静夫議員。

以上でございます。

〔投票〕

臨時議長（吉岡静夫君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

臨時議長（吉岡静夫君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（吉岡静夫君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、甲村 聡議員、5番、保坂 悟議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔1番、甲村 聡議員、5番、保坂 悟議員 立ち会い〕

臨時議長（吉岡静夫君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票22票、無効投票4票、うち白票3票。

有効投票中、倉又 稔議員19票、新保峰孝議員2票、吉岡静夫議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、倉又 稔議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました倉又 稔議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

倉又議員からあいさつをいただきます。

倉又議員。〔18番 倉又 稔君登壇〕

議長（倉又 稔君）

一言、議長就任のごあいさつを申し上げます。

このたび議員改選後の議会構成に当たり、議長選挙において私の方が大方のご支持を得て当選人となりました。そのことは大変光栄に存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。

地方自治法では議長の職務について、議場の秩序維持、議事の整理、議会事務の統理、そして議会代表権が規定されております。これらを円滑に運営し遂行していくには、議員各位のご支持とご協力が不可欠であるということを承知しております。

私は私人としての主義主張は別として、議長としての職務を行うに際しては中立・公正を旨として対処する所存であります。議員各位のご支援とご協力を重ねてお願いし、粗辞ではありますが、議長就任のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

〔拍手〕

臨時議長（吉岡静夫君）

それでは倉又議員、議長席にお着きください。

以上で、臨時議長の職を解かせていただきます。ご協力、大変ありがとうございました。

〔倉又議長 議長席に着席〕

議長（倉又 稔君）

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第2．議席の指定

議長（倉又 稔君）

日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員各位の氏名と、その議席の番号を、職員に朗読させます。

議会事務局長。

事務局長（神喰重信君）

それではお名前をお呼びいたします。

1番、甲村 聡議員、2番、久保田長門議員、3番、斉木 勇議員、4番、渡辺重雄議員、5番、保坂 悟議員、6番、後藤善和議員、7番、田中立一議員、8番、古川 昇議員、9番、保坂良一議員、10番、五十嵐健一郎議員、11番、中村 実議員、12番、大滝 豊議員、13番、伊藤文博議員、14番、田原 実議員、15番、吉岡静夫議員、16番、池田達夫議員、17番、古畑浩一議員、18番、倉又 稔議員、19番、高澤 公議員、20番、樋口英一議員、21番、松尾徹郎議員、22番、野本信行議員、23番、斉藤伸一議員、24番、伊井澤一郎議員、25番、鈴木勢子議員、26番、新保峰孝議員。

以上でございます。

議長（倉又 稔君）

ただいま朗読のとおり議席を指定いたしました。

日程第3．会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、甲村 聡議員、13番、伊藤文博議員を指名いたします。

日程第4．会期の決定

議長（倉又 稔君）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第5．副議長選挙

議長（倉又 稔君）

日程第 5、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（倉又 稔君）

ただいまの出席議員数は 26 人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議長（倉又 稔君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（倉又 稔君）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

事務局長（神喰重信君）

では、お名前を申し上げます。

1 番、甲村 聡議員、2 番、久保田長門議員、3 番、斉木 勇議員、4 番、渡辺重雄議員、5 番、保坂 悟議員、6 番、後藤善和議員、7 番、田中立一議員、8 番、古川 昇議員、9 番、保坂良一議員、10 番、五十嵐健一郎議員、11 番、中村 実議員、12 番、大滝 豊議員、13 番、伊藤文博議員、14 番、田原 実議員、15 番、吉岡静夫議員、16 番、池田達夫議員、17 番、古畑浩一議員、19 番、高澤 公議員、20 番、樋口英一議員、21 番、松尾徹郎議員、22 番、野本信行議員、23 番、斉藤伸一議員、24 番、伊井澤一郎議員、25 番、鈴木勢子議員、26 番、新保峰孝議員、18 番、倉又 稔議員。

以上でございます。

〔投票〕

議長（倉又 稔君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（倉又 稔君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、久保田長門議員、6番、後藤善和議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔2番、久保田長門議員、6番、後藤善和議員 立ち会い〕

議長（倉又 稔君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票26票、無効投票0票。

有効投票中、保坂良一議員19票、新保峰孝議員7票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、保坂良一議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました保坂良一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

保坂良一議員からあいさつをいただきます。

保坂議員。〔9番 保坂良一君登壇〕

副議長（保坂良一君）

おはようございます。

ただいま副議長に選出されました保坂良一でございます。発言を認められましたので、一言ごあいさつ申し上げます

今ほど副議長選挙におきまして浅学非才な私が推挙いただきまして、まことにありがとうございました。

約100年に一度と言われる財政危機をどのように早急に立て直すかの問題、少子高齢化への対応、環境問題、こういった問題が山積みしております。また一方では、市民の議会に対する多様な要請もあることも事実であります。

こういう背景を十分に認識しながら、議長を補佐しながら、また、議員各位並びに米田市長をはじめ市の職員の皆さんのお力を借りて、要は、糸魚川市議会の存在感を少しでも高めながら議員相互に切磋琢磨して、市民の負託にできるだけこたえていきたいという決意でこれから頑張りますので、皆さんよろしく願います。

〔拍手〕

日程第6．常任委員会委員の選任について

議長（倉又 稔君）

日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

事務局長（神喰重信君）

それではお名前を申し上げます。

総務文教常任委員会委員 甲村 聡議員、斉木 勇議員、後藤善和議員、五十嵐健一郎議員、大滝 豊議員、吉岡静夫議員、池田達夫議員、倉又 稔議員、斉藤伸一議員。

以上、9名でございます。

建設産業常任委員会委員 渡辺重雄議員、保坂 悟議員、田中立一議員、保坂良一議員、古畑浩一議員、樋口英一議員、松尾徹郎議員、野本信行議員、伊井澤一郎議員。

以上、9名でございます。

市民厚生常任委員会委員 久保田長門議員、古川 昇議員、中村 実議員、伊藤文博議員、田原実議員、高澤 公議員、鈴木勢子議員、新保峰孝議員。

以上、8名でございます。

以上でございます。

議長（倉又 稔君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前11時08分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

各常任委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

事務局職員をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

事務局長（神喰重信君）

それではお名前を申し上げます。

総務文教常任委員会、委員長 大滝 豊議員、同副委員長 甲村 聡議員。

次に、建設産業常任委員会、委員長 古畑浩一議員、同副委員長 渡辺重雄議員。

次に、市民厚生常任委員会、委員長 中村 実議員、同副委員長 田原 実議員。

以上でございます。

#### 日程第 7 . 発議第 4 号

議長（倉又 稔君）

日程第 7、発議第 4 号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾徹郎議員。〔 2 1 番 松尾徹郎君登壇 〕

2 1 番（松尾徹郎君）

発議第 4 号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

糸魚川市議会議員定数が 3 0 人から 2 6 人に変更され、また、会派別構成比率及び委員数構成比率表をもとに会派代表者会議で協議した結果、議会運営委員会の委員定数を 1 1 人から 9 人に変更いたしたく所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第4号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより発議第4号の告示手続のため、暫時休憩といたします。

再開を11時25分といたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第8．議会運営委員会委員の選任について

議長（倉又 稔君）

日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

事務局長（神喰重信君）

それではお名前を申し上げます。

古川 昇議員、五十嵐健一郎議員、古畑浩一議員、高澤 公議員、樋口英一議員、松尾徹郎議員、野本信行議員、伊井澤一郎議員、新保峰孝議員。

以上、9名でございます。

議長（倉又 稔君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、議会運営委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 26 分 休憩

午前 11 時 52 分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長に、高澤 公議員、副委員長に、伊井澤一郎議員。

以上であります。

ここで昼食のため、午後 1 時まで暫時休憩といたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

+

+

日程第 9 . 発議第 5 号

議長（倉又 稔君）

次に、日程第 9、発議第 5 号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾徹郎議員。〔21 番 松尾徹郎君登壇〕

21 番（松尾徹郎君）

ただいま議題となりました発議第 5 号、特別委員会の設置について、提案理由の説明をいたします。

本年 1 月 30 日に発覚いたしました糸魚川市一般廃棄物最終処分場における問題は、関係地区住民の不安はもとより、市民に対しても多大な不安と負担、また、行政に対する不信を招く結果となりました。

議会としましても 3 月定例会において特別委員会を設置し、糸魚川市一般廃棄物最終処分場の安全対策に関する決議を行ったところであります。この問題の緊急かつ重大性を考慮し、一日も早く関係地区住民の不安を解消することはもとより、安全確保のために早期に具体策を講じ解決できるよう、議会としましても引き続き誠意をもって対応しなければならないと考え、特別委員会の設置

を提案するものであります。

なお名称は、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会。

定数は議長を除き18人。

付議事件としまして、

- ・一般廃棄物最終処分場の現地調査と環境問題の把握、及びごみ処理全般に対する行政の取り組み姿勢について
- ・関係住民の安全確保対策について
- ・施設及び職場環境の改善計画と最終処分場の長期計画について

であります。

また、設置期間としましては、本特別委員会は議会の閉会中も調査を行うものとして、早期に解決が図られるよう、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとしたします。

以上、提案理由とさせていただきますが、何とぞ趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第5号、特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

事務局長（神喰重信君）

それではお名前を申し上げます。

甲村 聡議員、久保田長門議員、斉木 勇議員、保坂 悟議員、後藤善和議員、古川 昇議員、保坂良一議員、中村 実議員、大滝 豊議員、伊藤文博議員、吉岡静夫議員、古畑浩一議員、高澤公議員、松尾徹郎議員、斉藤伸一議員、伊井澤一郎議員、鈴木勢子議員、新保峰孝議員

以上18名でございます。

議長（倉又 稔君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後1時07分 休憩

+

+

午後1時17分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長に、松尾徹郎議員、副委員長に、伊藤文博議員。

以上であります。

日程第10．新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（倉又 稔君）

次に、日程第10、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に、倉又 稔議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました倉又 稔議員を、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

異議なしと認めます。

よって、倉又 稔議員が、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

日程第 11 . 閉会中の所管事項調査について

+

議長（倉又 稔君）

次に、日程第 11、閉会中の所管事項調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 104 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

この際、議席の一部変更を日程に追加し、議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、議席の一部変更を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは議会運営委員会で協議するため、暫時休憩といたします。

午後 1 時 2 1 分 休憩

午後 1 時 2 6 分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

追加日程第 1 . 議席の一部変更について

議長（倉又 稔君）

追加日程第 1、議席の一部変更についてを議題といたします。

ただいま開催されました議会運営委員会の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔 1 9 番 高澤 公君登壇〕

1 2 番（高澤 公君）

ご苦労さまでございます。

今ほど議会運営委員会が開催されましたが、その経過と結果についてご報告いたします。

議席の一部変更につきましてでございますが、2 番を保坂 悟議員、5 番を倉又 稔議員、9 番を久保田長門議員、1 0 番を保坂良一議員、1 8 番を五十嵐健一郎議員にそれぞれ変更することで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決しました。

議席の移動のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 8 分 休憩

午後 1 時 2 9 分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、後日、市長から委嘱または任命される各種委員について、それぞれ決定をみておりますので、ご報告をいたします。

事務局職員をして氏名を朗読させます。

事務局長（神喰重信君）

それでは、ご報告申し上げます。

都市計画審議会委員 古畑浩一議員、渡辺重雄議員。

青少年問題協議会委員 大滝 豊議員。

民生委員推薦会委員会委員 中村 実議員、田原 実議員。

糸魚川市土地開発公社理事 倉又 稔議員、大滝 豊議員。

糸魚川市社会福祉協議会理事 中村 実議員。

以上でございます。

議長（倉又 稔君）

では、お願いします。

日程第 1 2 . 議案第 5 5 号から同第 5 9 号まで

+

議長（倉又 稔君）

日程第 1 2、議案第 5 5 号から同第 5 9 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 5 5 号は、市税条例等の一部を改正する条例の専決処分、議案第 5 6 号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分、議案第 5 7 号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、いずれも地方税法等の一部改正によるものであります。

議案第 5 5 号の市税条例等の一部改正の主な改正点は、市民税における住宅借入金の特別控除の創設や、固定資産税の土地に係る負担調整措置の延長等であります。

議案第 5 6 号の都市計画税条例の一部改正の主な改正点は、固定資産税と同様、負担調整措置の延長等であります。

議案第 5 7 号の国民健康保険税条例の一部改正の主な改正点は、介護納付金に係る課税制限額を、

現行の9万円から10万円に引き上げるものであります。

議案第58号は、平成20年度一般会計補正予算の専決処分の報告でありまして、総額は283億1,622万2,000円で補正前と同額であります。財源変更を行うものであります。

議案第59号は、平成20年度簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分の報告でありまして、予算の整理に伴い歳入歳出それぞれ1,080万円を追加し、総額を6億2,199万4,000円といたしたいものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部課長からの説明をいたします。

以上であります。承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金平市民課長。〔市民課長 金平美鈴君登壇〕

市民課長（金平美鈴君）

議案第55号、糸魚川市市税条例等の一部を改正する条例、及び議案第56号、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例、並びに議案第57号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

これらの専決処分につきましては、地方税法等関係する一連の法律改正に伴うものでございます。

まず、糸魚川市市税条例等の一部を改正する条例から、主なものにつきましてご説明申し上げます。

今回の主な改正点は、市民税におきましては、現在の経済状況を踏まえて住宅投資を活性化するため、平成21年から平成25年までに新築住宅に入居した場合で、所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用があるものに対しまして、所得税から控除し切れなかった住宅借入金の特別控除の創設や、金融証券等の軽減税率の延長などを行うものでございます。

また、固定資産税におきましては、現行の負担調整措置等を3年間延長することが主な改正点でございます。

3ページの9行目をお願いいたします。

第26条及び第35条の2並びに第35条の3、第35条の5につきましては、10月から実施されます市県民税の公的年金からの特別徴収の関連でございます。公的年金の所得以外の所得につきましては公的年金から特別徴収せず、普通徴収にすることになったための関連の内容について削除するものでございます。

3ページ、下から4行目からの第42条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係るものでありまして、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充に伴う規定の整備でございます。

現行は、日赤等公的医療機関の開設者、特定医療法人などの養成所において教育の用に供する固定資産を非課税としておりましたが、社会福祉法人、健康保険組合などが設置する場合も非課税対象に加えたものでございます。

4ページ、7行目から19行目までの第44条の2及び第45条につきましては、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産税に係る非課税措置の創設に伴う規定の整備でございます。

5 ページの 2 行目、お願いいたします。

附則第 7 条の 3 の 2 につきましては、市民税における住宅借入金特別控除の創設に伴う規定の整備でございます。現在の住宅借入金特別控除は、平成 18 年居住分までのため、新たに平成 21 年から平成 25 年までの間の居住分について適用するものでございます。

6 ページの 7 行目、9 行目をお願いいたします。

第 11 条及び第 11 条の 2 につきましては、固定資産税に係る宅地等の下落修正措置の特例の延長等でございます。宅地等の下落修正につきましては、本来、土地の評価額は基準年度と、その翌年及び翌々年は同一としておりますが、地価が下落し、評価額を同一とすることが課税上均衡を失う場合、翌年、翌々年の評価額を修正する措置でございます。今回この措置を、3 年間延長するものでございます。

15 行目からの附則第 12 条から附則第 13 条につきましては、固定資産税に係る負担調整措置の延長でございます。

7 ページから 8 ページ、下から 4 行目までにつきましては、市民税の課税に係る特例の規定に、寄附金税額控除や住宅借入金特別控除の規定の追加など、地方税法改正に伴う規定の整備でございます。

8 ページ、下から 3 行目の第 2 条につきまして、ご説明申し上げます。

第 2 条につきましては、平成 21 年 6 月 4 日の施行日に係る糸魚川市市税条例の一部改正で、附則第 10 条の 2 は、長期優良住宅を新築した場合の固定資産税の減額措置の導入に係る添付書類の規定の整備でございます。

9 ページ、13 行目の第 3 条につきましては、平成 20 年度の糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

附則第 1 条につきましては、項ずれによるもの。附則第 2 条につきましては、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例を延長することなどに伴う規定の整備でございます。

10 ページの中ほど、附則につきましては、第 1 条は施行期日でございます。

11 ページの下から 9 行目、第 2 条につきましては、市民税に関する経過措置、下から 4 行目の第 3 条につきましては、固定資産税に関する経過措置でございます。

続きまして、議案第 56 号、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

附則第 4 項から第 10 項までの改正につきましては、固定資産税同様、宅地等及び農地における都市計画税の負担調整措置の特例につきまして、平成 23 年度まで延長するものでございます。

ページ中ほどの附則第 14 項につきましては、地方税法附則の削除により生じた項ずれに伴う改正でございます。

附則の第 1 項につきましては、施行期日でございます。附則第 2 項につきましては、経過措置でございます。

次に、議案第 57 号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

今回の主な改正点は、国民健康保険税の 2 割減額につきまして、一律に適用することにしたこと

と、介護納付金に係る課税限度額を、現行9万円から10万円に引き上げたことによるものでございます。

3ページの4行目をお願いいたします。

第3条第4号につきましては、介護納付金に係る課税限度額を、現行9万円を10万円にするものでございます。

第10条第1項及び第11条につきましては、保険税の2割減額の適用に関する規定の整備でございます。10行目の第20項以降につきましては、地方税法等の改正に伴う所得割の課税所得の整理や、条ずれ及び文言の整理でございます。

4ページ、下から8行目の附則につきましては施行期日、5ページの中ほど、11行目の第2条につきましては、適用区分を定めたものでございます。

その下の15行目の第3条につきましては、現在、国民健康保険税の医療分につきまして、合併協定により不均一課税をしておりますことから、国民健康保険税条例の一部を改正することに伴い、国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、2割減額の適用関係で、第11条の2項が削除されたための整理でございます。

以上で、説明を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

企画財政課長（吉岡正史君）

それでは議案第58号、平成20年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、ご説明申し上げます。

今回の補正は例年のとおり、年度末の3月31日付で補正整理を行ったものでありまして、歳入歳出の補正額の増減はありませんが、歳入では、配当割交付金等の減額と市債の増額を行ったものであります。また歳出につきましては、国の2次補正予算で追加した地域活性化・生活対策臨時交付金充当事業に対する交付金充当額の変更と、市債額の決定に伴う対象事業に対する充当額の変更であります。

それでは歳入歳出とも事項別明細書により、ご説明申し上げます。

まず、歳入であります。10、11ページをごらん願います。

4款、配当割交付金750万円、5款、株式等譲渡所得割交付金800万円、及び8款、自動車取得税交付金800万円をそれぞれ減額し、市債では、農林水産業債1,170万円及び土木債2,620万円を増額し、合併特例債1,440万円を減額し、差し引き2,350万円を増額いたすものであります。増額した市債は、都市計画街路整備事業、糸魚川駅南線等整備事業などの一般公共事業に対する財源対策債の増額配分があったためであり、減額した合併特例債充当事業は、下早川小学校ほか2校の改修と改築、及び美山陸上競技場の改修であります。

次に、歳出であります。予算書の12ページから19ページまでの各事業において、地域活性化・生活対策臨時交付金、及び市債の充当額の変更による財源調整を行ったものであります。

歳出につきましては、以上であります。そのほかに5ページの第2表で繰越明許費を、6ページの第3表では、地方債の補正を行っております。

平成20年度の糸魚川市一般会計補正予算（第7号）につきましては、以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

ガス水道局長（山崎弘易君）

議案第59号、平成20年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、ご説明申し上げます。

事項別明細書より、歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをお願いいたします。

3款、新設改良費でございますが、早川簡易水道建設事業における分担金及び負担金の未納分等について、財源変更を行うものであります。

5款、基金積立金は、剰余金を積み増しするものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款、分担金及び負担金でございますが、早川簡易水道建設事業につきましては、受益者から建設費の一部を負担していただいておりますが、今年度、事業費に係る分担金、負担金の未納分を減額するものであります。未納の負担金、分担金につきましては、引き続き出納整理期間中の納入をお願いしてまいります。

5款、繰入金につきましては、分担金、負担金、市債の減額分について基金を取り崩し、財源補てんするものであります。

6款、繰越金につきましては、基金積立金の財源として、前年度繰越金を計上するものであります。

7款、諸収入につきましては、基金積立金の財源として、消費税等の還付金を計上するものであります。

8款、市債につきましては、早川簡易水道建設事業に係る起債額の減額を行うものであります。

なお、今回の補正に伴います地方債の補正につきましては、6ページの第2表のとおりであります。

以上で、説明を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

後藤善和議員。

6番（後藤善和君）

市長、今回のいわゆる専決処分にされた理由について、ひとつお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

今回、専決処分したのは、税条例関係につきましては、やはり賦課期日の関係もございまして、3月31日までに専決処分をしないと、税条例を改正をしないとということで専決処分をさせていただきました。

それから補正予算ですけれども、一般会計等も含めまして、やはり特に起債の関係でございまして、起債につきましては国の方から借金をするわけですが、起債額につきましては、それぞれ予算に上程した数字でないとだめだということになります。そういったことから、例えば予算が900万円で1,000万円の借金はできませんので、予算よりも少なく借金しなきゃならんといいますが、借金の額よりも予算をきちんと計上しなきゃならんということで整理補正をさせていただきます、3月31日で専決処分をさせていただきましたというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

後藤善和議員。

6番（後藤善和君）

企画部長さんですかね、ちょっと違うんです。例えば、いわゆる地方自治法の第179条第1項で専決処分されとるわけですね。そうすると、その第179条第1項においては、少なくとも4つぐらいの要件がある中で専決処分をされるわけですよ。私がお聞きしたいのは、ですから3月31日に専決処分をされているならば、少なくとも議会に、いわゆる議案として提出をする時期があったかどうかということです。そこら辺はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

地方自治法では第179条第1項によりまして、それぞれ専決してもいいといたしますが、専決をしなきゃならないというその理由ですけれども、1つには、やはり議会を開催する暇がないということがあります。そういったことで今回の方は、これは毎年例年なんですけれども、3月31日でそれぞれ予算並び税条例関係の予算を整理する。それから税条例に関係しましては、税法等の改正に従いまして条例を改正をしなきゃならんということがございまして、通常ですけれども、毎年ですけれども、3月31日で専決補正をさせてもらってるという状況であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

後藤善和議員。

6番（後藤善和君）

そのことはわかるんですけれども、これは一括上程されてますよね。ですから個々には言いませんけれども、恐らくこれはずっと過去、こういう慣例できとるんだと思うんですよ。ただ、私が今あえ

てお聞きしたいのは、少なくとも議会の議決事項であることが多いわけですよね。それを私は極力会議を招集する暇がなかったというのは、行政上の便法ですよね。そういう議会を開催するような段取りまでされて、やむを得ず専決処分にされたんかどうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

先ほども申しましたけども、過去ずっとそのような形で慣例としてやっております。

特に、予算につきましては整理補正であるということでありまして。そういったことで議会にかけなくても整理補正だということ専決処分をさせてもらっているということですし、それから税条例につきましても税法等の改正に伴って改正しなきゃならんと、そういうものでなっておりますので、そういった点で、慣例により3月31日専決をさせてもらっているというのが一般的でありますので、よろしく願いたいと思います。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔26番 新保峰孝君登壇〕

26番（新保峰孝君）

議案第57号、専決処分の承認を求めることについてであります。国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

この中で介護分の課税限度額を、9万円から10万円に引き上げる内容を含んでおります。国保税はこれまで改定が繰り返されてきておりますけれども、国の負担が減らされた分、市民の負担がふやされてまいりました。課税限度額の引き上げは、市民の負担がふやされていくことにつながり

かねないものでありますので、本案には賛成できないものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号、専決処分の承認を求めることについて（糸魚川市市税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第56号、専決処分の承認を求めることについて（糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第57号、専決処分の承認を求めることについて（糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第58号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第59号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第13．議案第60号

議長（倉又 稔君）

日程第13、議案第60号、副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第60号は、副市長の選任についてでありまして、栗林雅博さんの任期が平成21年5月19日をもちまして満了となりますことから、後任として本間政一さんを選任申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。  
暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 8 分 休憩

午後 1 時 5 8 分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま同意されました本間政一さんから発言を求められておりますので、この際これを許します。

本間政一さん。〔本間政一君登壇〕

（本間政一君）

ただいまは私の副市長選任にご同意をいただき、まことにありがとうございました。職責の重大さに身が締まる思いでございます。

本年 3 月 31 日、市役所を定年退職し、新たな気持ちで生活していきたいと考えていたところ、米田市長より副市長職への要請がありました。多くの課題を残した中で退職し、また、行政に携わることはどうかと思熟慮してきましたが、これまでの行政経験を生かし、微力ではありますが、市民のために役立てるよう頑張ってみようという意志を固めたところであります。

新市が誕生し 4 年を経過し、米田市政も第 2 ステージに入りましたが、行政課題も多くあるという感じを持っております。私は市民の福祉の増進を図ることを基本とし、さらなる糸魚川市の発展に全力を傾注し誠心誠意を努めてまいりますので、議員各位のご提言、ご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが、就任に向けてのごあいさつとさせていただきます。

今後ともよろしく願いいたします。

〔拍手〕

日程第 14 . 議案第 61 号及び同第 62 号

議長（倉又 稔君）

日程第 14、議案第 61 号及び同第 62 号、教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第61号及び議案第62号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、川原敏光さん及び小松敏彦さんの任期が、平成21年5月19日をもちまして満了となりますことから、議案第61号では、再度、川原敏光さんを、議案第62号では、後任として竹田正光さんを任命申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

25番（鈴木勢子君）

25番、鈴木です。

議案第62号の教育委員会委員の任命について、お尋ねいたします。

ただいまの提案理由は、小松教育委員が任期満了で、後任に竹田氏を任命したいということでありました。略歴を見ますと、竹田氏はこの3月で大和川小学校を退職され、現在、能生児童館の館長を努めておられます。私は個人的にご本人を存じておりますので、議案に反対するものではありませんが、開かれた市政のため、少なくとも市民代表の議会の同意を求める場合はもっとわかりやすく、なぜ任命をされたのか、提案説明をしてほしいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私といたしましては適任と思われるわけでございますので、ご提案をさせていただいたわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

25番（鈴木勢子君）

ただいま適任であるということですが、米田市長、就任のごあいさつにもありましたように、第2ステージに向けて活力あるまちとなるための第一歩として、開かれた市政のまたこれは一歩でもありますが、そのように考えて私は質問した次第ですけれども、今後、こういった係る議会の同意を求める提案については当日配付ではなくて、もっと事前に示してほしいというふうに思います。

以上。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

議案第 61 号、教育委員会委員の任命について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

次に、議案第 62 号、教育委員会委員の任命について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

+

+

日程第 15 . 議案第 63 号

議長（倉又 稔君）

日程第 15、議案第 63 号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、斉藤伸一議員の退席を求めます。

〔 23 番 斉藤伸一君退席〕

議長（倉又 稔君）

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 63 号は、監査委員の選任についてでありまして、山田 悟さんの任期が平成 21 年 4 月 23 日をもちまして満了となりましたことから、新たに斉藤伸一さんを選任申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

議案第63号、監査委員の選任について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認め、本案については、これに同意することに決しました。

齊藤伸一議員の退席を解きます。

〔23番 齊藤伸一君着席〕

議長（倉又 稔君）

以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長より発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

市議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

なお、この機会に、人事院臨時勧告に対する対応について、ご報告申し上げます。

人事院では、5月1日付にて6月に支給される公務員賞与の0.2カ月分の減額を臨時勧告いたしました。

今後、減額のための国家公務員給与法の改正などを見きわめ、糸魚川市特別職、教育委員会教育長、一般職の職員の給与を減額するための条例改正を行うことといたしますが、この対応につきましては、6月支給賞与の基準日が6月1日であり、不利益の遡及はできない原則から、基準日前の条例改正が必要となります。

現段階では、今後の国・県の動向が不透明な状況であり、市議会臨時会の開催が困難な場合には、専決処分により条例改正を行うことに、ご理解をいただきたいと存じます。

さて、本臨時会におきましては、5件の専決処分にご承認をいただくとともに、副市長、監査委員の選任、また、教育委員会委員等の任命につきまして、それぞれご同意を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

本日、行政並びに議会の新たな体制が整い、新市の第2ステージがスタートいたしましたところであり、当市の行政課題は山積しておりますが、議会並びに議員の皆様方におかれましても、市政の発展と市民福祉の向上という大きな目標に向かってご活躍いただきますとともに、市政運営につきましても、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

終わりに、平成21年6月市議会定例会の招集日を、6月8日(月曜日)とさせていただきたい予定でありますことをご報告を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長(倉又 稔君)

これもちまして、平成21年第3回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長

議長

議員

議員